

査定事例 3：外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

レセプトの査定事例をご紹介します。今後のレセプト請求や点検にお役立てください。
 今回は、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の査定について解説します。

■ 査定事例

≪患者情報≫

- ・ 令和 6 年 7 月診療分（入院外）
- ・ 診療実日数：1 日

査定前		査定後	
(11) 再診料	75 点×1	(11) 再診料	75 点×1
同日再診料	75 点×1	同日再診料	75 点×1
(80) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）		(80) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	
2		2	
	2 点×2		2 点× <u>1</u>
		(査定事由：D)	

■ 解説

同日再診の患者に対し、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）を 2 回算定したところ、算定要件に合致していないとして 1 回に D 査定された事例です。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定要件を確認してみます。

(3)外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の「2」については、A001 再診料、A002 外来診療料（中略）を算定した日に限り、**1 日につき 1 回算定**できる。

算定要件に記載しているとおり、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）は「1 日につき 1 回」算定できる診療報酬です。本事例は、診療実日数が 1 日にもかかわらず、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）を 2 回算定しているために査定されたものです。

なお、外来から即入院となった患者については、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定したうえで、看護職員処遇改善評価料及び入院ベースアップ評価料を同日に算定することは可能ですので、算定漏れのないようご注意ください。

株式会社ユアーズブレンでは、診療報酬の解釈や指導監査対策等、医事に関する様々なご質問・ご相談に対応する「**医事相談室**」サービスを提供しております。
 詳細をご希望の方は <https://www.yb-satellite.co.jp/original9.html#a04> から、
 または TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp からお問合せください。